

令和3年度 第3回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年6月10日（木）午後1時30分

2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤 平 清 子 君	1番 渡 邊 通 君
2番 小 泉 治 久 君	2番 吉 田 一 男 君
3番 柳 生 利 幸 君	3番 山 崎 明 君
4番 浅 野 敬 司 君	4番 小 見 川 清 君
5番 吉 田 和 嗣 君	5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 島 田 辰 男 君	6番 福 岡 み つ 子 君
8番 横 張 清 彦 君	7番 諏 訪 原 早 苗 君
9番 青 山 和 泉 君	8番 野 口 裕 司 君
10番 山 崎 久 司 君	9番 栗 山 繁 君
	10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員 7番 長谷川義洋 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第5号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後1時30分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、4番浅野敬司委員・5番吉田和嗣委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日5月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、面積合計が88a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は〇〇から北西へ約500mに位置しております。作付予定作物は水稻です。譲受人の自宅から申請地までの距離は約32kmです。経営面積は、〇〇市の耕作証明による面積になります。農機具の保有状況は、管理機・トラクター・田植機を各1台、軽トラック2台です。譲受人は〇〇市において産業廃棄物収集運搬業を営んでおりましたが、会社の代表を息子たちへ譲り、兼業農家として両親とともに農作業に従事しているそうです。

整理番号2番、3番、申請日5月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が62a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、2番が〇〇から東北東へ約400m、〇〇から北西へ約300m、3番が〇〇から北東へ約800m、〇〇から北へ約500mに位置しています。作付予定作物はいずれもサツマイモです。

以上3件、いずれも申請書類及び添付資料等において、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番浅野敬司委員、整理番号2番3番を9番青山和泉委員、お願いいたします。

4番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりです。申請地は、荒廃が進んだ状態であり、耕作するには難しい状況にあります。周辺に影響が無いよう配慮も伺え、農機具等機械の保有状況を常総市にて確認しております。譲受人が、本申請地を取得後、荒廃を解消し適正に管理耕作すると見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番： 整理番号2番及び3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりです。現地調査の結果、休耕中と耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事 務 局： 整理番号2番及び3番の補足説明としまして、既に取得済の農地につきまして、耕作に着手していることを確認しています。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

会長： 整理番号1番、耕作出来るでしょうか。コンバインが入っていけるでしょうか。

4番： 許可後、耕作できる状況になるか、心配ですね。

9番： 3条で許可した場合、最低でも1年間は耕作しなければならないですよね。

会長： 最低でも、一度は作ってもらわないといけませんね。

事 務 局： 現地調査の際、代理人に、一期一作について話をし、理解していました。

4番： 水が来てないですね。

会長： 井戸を掘り、水田にしてもらわなければならないですね。

事 務 局： 申請どおり耕作してもらい、農地として3条許可ということですので、申請内容のとおり水稻を作ってもらおうということです。

会長： 一作は作ってもらわないとね。
事務局： 一期一作、代理人も重々承知していただきましたので、譲受人と共に進めていただきますよう。
9番： 条件つきになりますか。
事務局： 3条許可証に、条件として、農地利用計画のとおり実施すること、と一文書いてあります。
議長： 他、質疑はありませんか。
(「質疑なし」との声あり)
質疑なしと認めます。
これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
今回は、8件の申請がありましたが、整理番号8番は取下げになりましたので削除願います。その他主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日5月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4aです。申請地は〇〇から南東へ約550m、〇〇から西南西へ約750mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、軽量鉄骨造二階建て建築面積は〇〇㎡。造成計画は、現状のまま利用。周囲は土留め工事を行い、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内浸透でオーバーフロー分については側溝放流、汚水雑排水は浄化槽で処理後、側溝に放流します。資金は住宅ローンを利用し、他法令については、都計法第29条許可申請済であり、農振法第11条の農用地区域変更手続き中で近日中に除外されるものであります。また、文化財保護法の届出により、周知の埋蔵文化財包蔵地内ではありますが、慎重工事として扱われています。

整理番号2番、申請日5月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が105aの内5aです。申請地は〇〇から東へ約550mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められるものであり、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積(農地面積を含む)に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもので、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、建設発生土を中心に、車両転回スペースのほか、土木用資材の置場として利用します。造成計画は現状のまま利用し、砕石敷き舗装。周囲は土留め工事及びネットフェンスを設置します。雨水は自然流下とし、資金は自己資金で賄います。こちらの案件は町の道路建設に関連したもので、既存資材置場の残地に隣接する土地を取得し事業を行うものです。また、他法令においては農振法第11条の農用地区域変更手続き中で近日中に除外されるものであります。

整理番号3番、申請日5月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積10aです。計画内容は太陽光発電設備、申請地は〇〇から北北西へ約800mに位置し

ており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は375Wのパネルを236枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。

整理番号4番、申請日5月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が8aです。計画内容は、太陽光発電設備、申請地は〇〇から西北西へ約200mに位置しており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は395Wのパネルを234枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。

整理番号5番、申請日5月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が15aです。計画内容は、太陽光発電設備、申請地は〇〇から北西へ約150mに位置しており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は395Wのパネルを268枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。

整理番号6番、申請日5月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が9aです。計画内容は、太陽光発電設備、申請地は〇〇から東へ約150mに位置しており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は460Wのパネルを230枚設置、造成計画については現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。

整理番号7番、申請日5月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が25aの内5aです。申請地は〇〇から南東へ約50mに位置しており、周囲は周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、調剤薬局1棟と駐車場及び通路です。鉄骨造1階建て建築面積は〇〇㎡。駐車台数は〇〇台分。造成計画については、敷地内において切土・盛土を行い、アスファルト舗装。周囲には土留め工事を行い、隣地診療所側には、行き来できるよう通路を確保します。給水は上水道、雨水は敷地内に雨水浸透槽を埋設し、汚水・雑排水は、合併浄化槽処理後、敷地内処理を行います。資金は自己資金により賄います。

以上7件につきまして、建築を伴う案件は、県南県民センター建築指導課と調整の上、また、農振除外手続き中の案件は、除外後をもって許可の際には許可日を設定することをご了承願います。時期については、来週中の予定との事です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番吉田和嗣委員、整理番号2番を8番横張清彦委員、整理番号3番を3番柳生利幸委員、整理番号4番から6番を8番横張清彦委員、整理番号7番を5番吉田和嗣委員お願いたします。
- 5番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりです。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりです。申

請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりです。申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号 4 番から 6 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりです。申請地は、いずれも休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5 番： 整理番号 7 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりです。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 3 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
整理番号 1 番、申請日 5 月 25 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、面積は 13 a です。願出地は、〇〇から北へ約 200m に位置しており、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 4 番浅野敬司委員お願いいたします。

4 番： 整理番号 1 番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。願出地において耕うん機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地ではなく、物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 3 号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番から11番、地目は田で、21筆、226a、地目は畑で、39筆、516a、面積合計742a、賃貸借2件、使用貸借9件、新規設定1件、再設定10件です。詳細については、お読み取りください。

補足としまして、整理番号10番、借り手、〇〇市の方で経営面積0となっておりますが、この土地を貸し手の方から引きつぐかたちで、現在、ブドウ栽培を教わりながら進めています。今後、所有権移転も考えているようです。今回、前段階として、利用権設定となりました。

議 長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>

議 長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について
農地中間管理事業の一括方式による契約となります。

整理番号1番から45番、45件、45筆、面積合計313a、貸し手28名、借り手3者です。詳細については、お読み取りください。

議 長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。

<報告事項>

- 議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
- 事務局： 報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第2号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は8件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第4号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第4号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第5号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は2件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第5号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第5号を終わります。
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

- 事務局： その他（事務連絡）
- ①活動報告
- 6月 7日（月） いばらき農業委員会女性協議会役員会（水戸市）
- ②今後の予定
- 6月30日（水） 県農：総会（水戸市）
- 7月 9日（金） 再生協議会（仮）

7月14日(水) 農地集積・集約大会(小美玉市)
7月 農業体験 ジャガイモ掘り(前年:7月10日)

③現地調査及び総会の予定

7月現地調査 7月 9日(金) 当番農委 6番 島田辰男委員
当番農委 7番 長谷川義洋委員
7月定例総会 7月12日(月) 午後1時30分から

議長: 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後2時40分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印